(四)　(三)の規定により加える額については、当該職員は一般職の職員の給与に関する法律（昭和二五年法律第九五号）別表第一イの行政職俸給表(一)に掲げる職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目は、カジノ管理委員会規則で定めるものとすることとした。

(五)　法第二三三条第一項第五号及び第六号に掲げる者が国に納付しなければならない手数料は、検定の申請に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼って納付しなければならないものとすることとした。ただし、カジノ管理委員会規則で定める場合は、この限りでないものとすることとした。

2　指定試験機関に納付する手数料（第三条関係）

(一)　法第二三三条第二項に規定する者が指定試験機関に納付しなければならない手数料の額について定めることとした。

(二)　指定試験機関に納付しなければならない手数料は、法第一六三条第一項に規定する試験事務規程で定めるところにより納付しなければならないものとすることとした。

3　施行期日

この政令は、法の施行の日（令和三年七月一九日）から施行することとした。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第二〇八号）（消費者庁）

1　公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律として、特定複合観光施設区域整備法（平成三〇年法律第八〇号）を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和三年七月一九日から施行することとした。

◇国際航路標識機関条約（条約第八号）（外務省）

この条約は、国際航路標識協会を国際機関とするため、国際航路標識機関を設立すること及びその運営について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約により、国際法に基づき、政府間機関として国際航路標識機関（以下「機関」という。）を設立する。機関は、諮問的かつ技術的な性格を有する。機関の所在地は、総会が別段の決定を行わない限り、フランスとする。（第一条関係）

2　この条約における用語を定義している。（第二条関係）

3　機関は、安全かつ能率的な船舶の移動の促進、技術協力及び能力開発の機会の促進、実行可能な最高基準が一般に採用されることの奨励並びに審議事項についての情報交換といった目標を促進するため、航路標識の規制、提供、維持又は運用に関心を有する政府及び組織を協働させることを目的とする。（第三条関係）

4　機関は、非義務的な基準等を策定し、及び提供すること、加盟国等により機関に付託された基準等について審議し、及び勧告すること、情報交換等の仕組みを提供すること、国際協力を進展させること、支援を要請する政府等への支援を円滑にすること、会議等を開催すること、並びに関連する国際機関等と連絡を保ち、及び協力することを任務とする。（第四条関係）

5　機関は、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員で構成する旨規定している。また、準加盟国の地位の要請及び賛助加盟員の地位の申請について規定している。（第五条関係）

6　機関は、諸組織として、総会、理事会、機関の活動を支援するために必要な委員会及び補助組織並びに事務局を有する旨規定している。また、機関に、議長国及び副議長国を置き、議長国（議長国が不在の場合は、副議長国）は、総会及び理事会の議長となること等を規定している。（第六条関係）

7　機関の基本的な意思決定機関である総会は、加盟国のみで構成する旨規定している。また、総会の権限、通常会期、臨時会期、定足数、任務等について規定している。（第七条関係）

8　機関の執行機関である理事会は、議長国及び副議長国並びに二三の他の加盟国で構成する旨規定している。また、理事会の責任、理事国の選出方法、定足数、任務等について規定している。（第八条関係）

9　機関の目的を支援する委員会及び補助組織の任務について規定している。（第九条関係）

10　機関の常設の事務局は、事務局長及び職員で構成する旨規定している。また、事務局長の任期、事務局の職員の任命等について規定している。（第一〇条関係）

11　総会及び理事会がコンセンサス方式による決定を採択するため、あらゆる努力が払われるものとし、コンセンサス方式により採択できない場合には、秘密投票により、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で採択する旨規定している。また、加盟国のみが投票権を有し、各加盟国は、一の票を有すること、議長国、副議長国及び事務局長の選出並びに理事会の理事国の選出の方法について規定している。（第一一条関係）

12　機関の公用語について規定している。（第一二条関係）

13　機関の運営のための経費は、加盟国の分担金、準加盟国及び賛助加盟員の会費、並びに寄付金等の理事会が承認する財源によって支弁するものとし、各加盟国等は、分担金等を毎年支払う旨規定している。また、各加盟国の分担金は、同額とし、財政規則に従って支払の義務が生じること等について規定している。（第一三条関係）

14　機関は、国際法上の法人格を有し、並びに契約、不動産等の取得及び処分、訴えの提起等を行う能力を有する旨規定している。また、機関は、加盟国の領域において、当該加盟国との協定に定める範囲内で、機関の任務を遂行し、かつ、その目的を達成するために必要な特権及び免除を享受すること等について規定している。（第一四条関係）

15　いずれの加盟国も、事務局長に対し書面によりこの条約の改正を提案することができる旨規定している。改正案は、総会の投票によって採択すること等の改正の手続について規定している。（第一五条関係）

16　この条約には、いかなる留保も付することができないことを規定している。（第一六条関係）

17　加盟国は、この条約の解釈又は適用についての紛争を防止するためにあらゆる努力を払うものとし、また、平和的手段によって紛争を解決するために最善の努力を払う。（第一七条関係）

18　署名、批准、受諾、承認及び加入、寄託者、効力発生、脱退並びに終了について規定している。（第一八条～第二二条関係）

◇日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文（条約第九号）（外務省）

この交換公文は、一九六七年に経済協力開発機構（以下「ＯＥＣＤ」という。）との間で締結した日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定（以下「ＯＥＣＤに関する特権・免除協定」という。）及びＯＥＣＤに関する特権・免除協定の規定の適用範囲に関する交換公文（以下「一九六七年の交換公文」という。）により定められたＯＥＣＤ及びその職員等が享有する特権及び免除等について、我が国がＯＥＣＤ及びその職員等に対して新たに与える特権及び免除等について定めるため、一九六七年の交換公文を改正することを目的としたものであり、その概要は次のとおりである。

1　一九六七年の交換公文の２の規定は、この交換公文が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度についてＯＥＣＤが日本国民に対して支払う給与及び手当については、適用されなくなる。

2　一九六七年の交換公文に３及び４として、次の内容の規定を加える。

(1)　ＯＥＣＤに関する特権・免除協定によって与えられる特権及び免除は、阻害されることのないＯＥＣＤの機能並びに当該特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。ＯＥＣＤは、ＯＥＣＤの規則に従い、特権及び免除の濫用を防止するためにあらゆる予防措置をとる。ＯＥＣＤは、特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府が認める場合には、要請により、時宜を失することなく問題を解決するために日本国政府と協議する。

(2)　日本国政府及びＯＥＣＤは、特権及び免除の範囲の観点から協定を最新のものとすることについての協議を継続する。